

20歳になったら国民年金

町民課 内線216

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金に加入しましょう！

国民年金の加入者は次の3種類です。

○第1号被保険者：自営業、農業、学生等20歳以上60歳未満の方

○第2号被保険者：厚生年金保険、共済組合に加入している方

○第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※20歳誕生月の前月に社会保険事務所から加入勧奨状（加入のお知らせ）が送付されますので必ずご回答ください。

第1号被保険者・第3号被保険者に該当する方は、必ず加入手続きが必要です。

○国民年金第1号被保険者の加入手続きは、お住まいの市町役場の国民年金担当窓口で直接お手続きください。

○国民年金第3号被保険者の加入手続きは、配偶者のお勤め

先の事業主へ届出ください。事業主経由で社会保険事務所に提出されます。

※第2号被保険者は、本人からの加入手続きは不要です。

加入手続きを済ませますと、年金手帳が交付されます。この手帳は、就職、離職をしたときや年金を受けるときなど、一生を通して使うため大切に保管してください。

毎月の保険料は5,700円。

国民年金保険料（定額）は、月額14,410円です。（平成20年度の額）

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

保険料の納付が困難な場合は：

20歳になって、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合には、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」など保険料免除制度を利用することができます。

この2つの制度は、所得の少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や所得の少ない学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合により障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止

するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。お問い合わせ先

愛媛県社会保険事務局宇和島事務所 ☎22・5440代

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に気をつけて！

産業課 内線261

住宅用火災警報器の設置の義務化

平成16年の消防法改正により、一般住宅にも火災警報器の設置が義務付けられています。

新築住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられ、既存住宅については、平成23年6月1日までの、各市町の条例で定める日までとなっています。

この制度改正に便乗した、悪質な訪問販売による消費者被害が全国的に発生しておりますので、ご注意ください。

こんな販売方法には注意！

○「消防署の方から来ました」「消防署から委託されて、地域を回っています」などと、消防署員のような服装や言動で訪問し、販売をする業者がいます。

○「設置が義務化され、今すぐに取り付けしないと法律に違反し罰金が科せられますよ」「隣

近所もみんな購入しましたよ」などと言って、消費者の不安をおおって契約させます。

○「警報器を取り付けるには資格がいります」などと言って、市価よりも高い価格で商品を買ってつけることもあります。

トラブルを防ぐために

○公的機関の職員（市町・消防署）が個人宅を訪問して、火災警報器等のあっせんや販売をしたり、特定の業者に販売を委託したりすることはありません。

○「今なら格安で設置できます」などと、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。

○住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターで数千円から1万円前後で販売されています。また、自分で取り付けできるものもあります。

○万が一、訪問販売で契約してしまった場合でも、クーリング・オフできます。

警報器の設置場所

○設置場所は、原則として寝室と寝室がある階の階段となっていていますが、詳しくは事前に最寄りの消防署にご確認ください。

消費生活に関する相談窓口

愛媛県消費生活センター ☎089・925・3700